2025年度第１回ファイナンシャル・プランニング技能検定１級実技試験

PartⅡ（2025年６月８日）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

●設　例●

Ａさん（58歳）は、夫ＢさんとＳ市郊外のマンションで暮らしていたが、２年前に夫Ｂさんはがんで亡くなり、現在は一人暮らしである。一人娘の長女Ｃさん（30歳）は３年前に結婚し、家を出ている。

夫Ｂさんには２歳上の兄Ｄさん（60歳、Ａさんの義兄）がおり、父Ｅさん（Ａさんの義父）の所有する店舗付マンション（甲土地・甲建物）の６階で家族と暮らしている。このマンションの７階に住む義父Ｅさんは３年前に体調を崩して以来、意思能力は正常であるものの介護が必要な状態となり、義兄Ｄさんが面倒を見ていたが、１カ月前に容態が急変し亡くなってしまった。また、義母は10年前に他界している。

【甲土地・甲建物の概要】

・甲土地：地積210㎡、Ｔ市中心地にあるＴ駅から徒歩３分の商店街に所在。
・甲建物：鉄筋コンクリート造７階建ての店舗、共同住宅。１階が貸店舗、２階から５階が賃貸住宅、６階が義兄Ｄさん家族、７階が義父Ｅさんの自宅として利用。築25年。延べ面積630㎡。区分所有登記はされていない。

義父Ｅさんの葬儀の際、Ａさんは、義兄Ｄさんから義父Ｅさんの自筆証書遺言があることを聞いたが、詳しい内容については話し合う時間がなかったため、先日改めて義兄Ｄさんと遺言の内容について話し合うことになった。

義兄Ｄさんによると、義父Ｅさんの相続財産は、甲土地・甲建物の２億円（相続税評価額）と、金融資産は預金のみの3,000万円（葬儀費用等支払後）である。甲建物の建築資金で借りたローンは全額返済が完了している。甲建物の賃貸部分の年間収入は1,500万円、甲建物は５年前に大規模改修工事を行っており管理状況は良好、ということであった。また、義兄Ｄさんから「父（Ｅさん）が残した自筆証書遺言については、再来週くらいに裁判所に提出を予定している。遺言の内容は、甲土地・甲建物は私が相続し、金融資産についてはＡさん家族に相続させる内容と父からは聞いている。私のほうが相続財産が多くなるが、亡くなるまで面倒を見ていた私に多く報いたいということであろう」と告げられた。

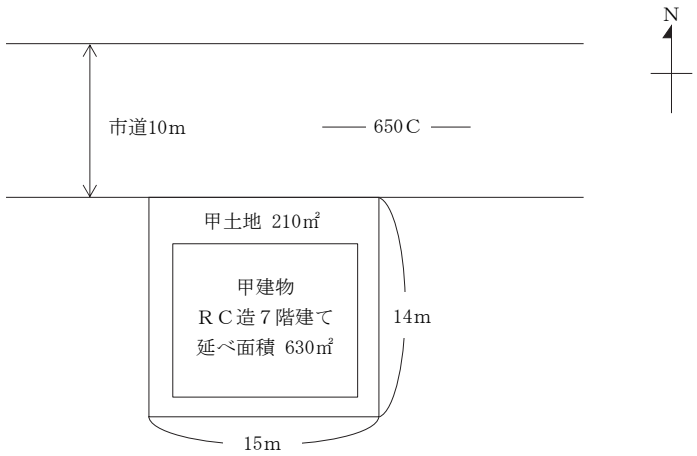
夫Ｂさんは若いうちに家を出て実家との交流が少なく、義兄Ｄさんだけが義父Ｅさんの面倒を見てきていたことにＡさんは負い目がある。それでも、義兄Ｄさんの相続財産と夫Ｂさんの家族である自分たちの相続財産に大きな差があることに釈然としない気持ちもある。このような状況でＦＰであるあなたにＡさんから相談があり、遺言の内容に100％従わなければならないのか、何か自分たちが主張できることはないか等の質問があった。

（ＦＰへの質問事項）

１．Ａさんに対して、最適なアドバイスをするためには、示された情報のほかに、どのような情報が必要ですか。以下の①および②に整理して説明してください。
　①Ａさんから直接聞いて確認する情報
　②ＦＰであるあなた自身が調べて確認する情報
２．自筆証書遺言が有効とされるには、どのような形式的要件を備えている必要がありますか。
３．遺産分割について、Ａさん家族は義兄Ｄさんにどのような主張ができますか。
４．甲土地・甲建物の価値が相続税評価額より高くなると主張することはできますか。ほかにあなたはＡさんにどのようなアドバイスをしますか。
５．本事案に関与する専門職業家にはどのような方々がいますか。

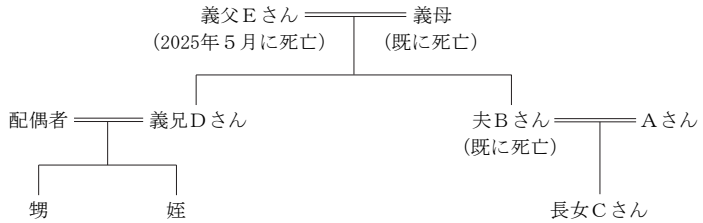
（注）設例に関し、詳細な計算を行う必要はない。

【甲土地・甲建物の概要】



※近隣商業地域、指定建蔽率80％、指定容積率300％、準防火地域

【親族関係図】



（メモ余白）